

○松山養護老人ホーム事務組合職員の服務の宣誓に関する条例

制 定 昭和 49 年 9 月 18 日条例第 8 号

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 37 年 12 月 22 日施行）の全部を次のように改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 31 条の規定に基づき職員の服務の宣誓について必要な事項を定めることを目的とする。

（準用）

第 2 条 本組合職員の服務の宣誓に関しては、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 26 年松山市条例第 57 号）を準用する。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 9 月 10 日から適用する。
- 2 この条例公布の日前に、改正前の条例により職員が行った服務の宣誓については、改正後の条例により宣誓を行なったものとみなす。